

「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する岩手県知事意見

令和8年7月8日
K T A 軽米風力合同会社宛て

本事業は、K T A 軽米風力合同会社が岩手県九戸郡軽米町において、単機出力が3,000～6,000kWの風力発電機を最大40基設置するものである。

本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林や岩手県環境保全指針で定める「優れた自然」の保全区分における保全区分Aランクの地域など重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、環境保全上重要な地域である。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、検討の経緯及び内容について、方法書に詳細に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定するとともに、現地確認を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行うこと。

その上で、環境影響の重大性の度を整理し、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電機及び附帯設備（以下「風力発電機等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「位置等」という。）を適切に決定すること。

- (2) 風力発電機等の位置等の決定に当たっては、事業性を優先することなく、環境影響の回避・低減を前提に検討すること。

- (3) 事業実施想定区域には、岩手県自然環境保全指針で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分Aランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在しているため、当該地域において、植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避けること。

また、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期すること。

- (4) 事業実施想定区域周辺には、稼働中の風力発電所及び他事業者が計画している

風力発電事業が複数存在し、累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は、自ら調査を行い、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。

また、他事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体における環境影響の低減を図ること。

(5) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、各種ガイドラインのほか、専門家等からの助言その他の最新の知見に基づき、可能な限り定量的な手法を用いること。

(6) 事業実施想定区域及びその周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

(7) 上記のほか、2により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低減できないことが明らかとなった場合には、事業実施区域の見直し、基数の削減又は単機出力の縮小を含む風力発電機等の位置等の再検討など、事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音

風力発電機の騒音及び低周波音による生活環境及び健康への影響については、科学的知見が十分に確立されていないことを踏まえ、計画段階においても予防原則に基づく慎重な配慮が求められる。

方法書においては、住居等との十分な離隔の確保を基本としつつ、影響の不確実性を前提に、環境省の指針のみならず専門家等の助言を踏まえた安全側に立った調査、予測及び評価が可能となる具体的な手法を検討すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には、内水面漁業権が設定されている河川や水道等の取水地点、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林等が存在しており、樹林の伐採等による水源かん養機能の低下や、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺には砂防指定地等の各種防災上の指定区域が存在していることから、事業の実施が土地の安定性や土砂災害発生リスクに与える影響について、専門家等からの助言を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、騒音、振動等により触れ合いの活動の場の雰囲気や快適性など利用面の特性が変化することによる影響が懸念される。

このため、工事の実施、施設の存在及び稼働が人と自然との触れ合いの活動に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえたうえで、十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、触れ合いの活動への影響を回避すること。

3 関係地方公共団体からの意見

事業実施想定区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する
軽米町長意見

1 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法

本事業により設置される施設等の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続が必要な土地である場合は、適切な手続を行うこと。

2 森林法

森林法に基づく手続が必要な土地である場合は、適切な手続を行うこと。

3 土砂災害防止法

土砂災害特別警戒区域内に工作物を設置する場合には、一定の制限や規制があるので留意すること。

4 文化財保護法

事業予定区域内には、埋蔵文化財包蔵地が登録されています。開発に係る土地の利用状況から未調査の区域も多く、登録されている地点以外にも文化財が埋蔵されている可能性がありますので、軽米町教育委員会と事前に協議すること。

「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する洋野町長意見

特段の異議等はありませんが、周辺の自然環境や生態系への影響等に十分配慮して、事業推進を図るようお願いします。

**「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する九戸村長意見**

- 1 今後の事業計画の検討及び環境影響評価の実施にあたっては、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響の低減に努めること。
- 2 重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きい「位置・規模」の選定を優先するとともに、災害リスクに関しては、法令等の制約を受ける場所以外であっても細心の注意を払い、現地調査を行うなど責任を持って事業を進めること。